

社会保険労務士試験 選択式対策



目的条文等まとめ

- ・目的条文と重要条文を掲載
- ・過去に選択式で出題された語句を明示
- ・ケータイ社労士の該当箇所(章・課)を掲載

2025年10月5日更新

目 次

【試験科目】

- 1 労働基準法
- 2 労働安全衛生法
- 3 労働者災害補償保険法
- 4 雇用保険法
- 5 健康保険法
- 6 国民年金法
- 7 厚生年金保険法

＊「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は、選択式試験の出題範囲に含まれません。

【関連法律】

① 基本法

- 8 社会保険労務士法
- 9 日本国憲法

② 雇用・組合関係

- 10 労働契約法
- 11 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
- 12 パートタイム・有期雇用労働法
- 13 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- 14 職業安定法
- 15 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 16 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 17 労働者派遣法
- 18 労働組合法
- 19 労働関係調整法

③ 労働条件・能力開発

- 20 最低賃金法
- 21 賃金の支払の確保等に関する法律
- 22 中小企業退職金共済法
- 23 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
- 24 過労死等防止対策推進法
- 25 職業能力開発促進法

④ 女性・育児・介護(労働に関する)

- 26 男女雇用機会均等法
- 27 育児・介護休業法
- 28 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

⑤ 医療・介護・子育て・年金(社会保険に関する)

- 29 国民健康保険法
- 30 高齢者の医療の確保に関する法律
- 31 介護保険法
- 32 児童手当法
- 33 子ども・子育て支援法
- 34 船員保険法
- 35 確定給付企業年金法
- 36 確定拠出年金法
- 37 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

- 項については、1項の表示は省略し、2項以降は、2、3と算用数字を使用する。
- 号については、一、二と漢数字を使用する
- 社労士受験生の便宜を図り、参照条文を以下のように修正している。
 - 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十五条の規定は、
→刑法第三十五条(=正当行為)の規定は、
子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する
→子ども・子育て支援法に規定する
- 「まつて」「よつて」などは、「まって」「よって」などに書き換える。
- 学習の便宜を考慮して、一部省略している。
- 選択式(旧記述式含む)の過去問は、四角で囲み、文末に括弧書きで出題年を掲載している。

☆ 試験科目

1 労働基準法

(労働条件の原則)

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。 **H9**

(労働条件の決定)

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。 **H19**

2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

→労働法編 第1章

2 労働安全衛生法

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。 **H24**

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

→労働法編 第2章

3 労働者災害補償保険法

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の

社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 **H13 H22**

第二条 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。 **H13**

→労働法編 第3章

4 雇用保険法

(目的)

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。 H22 R7

(管掌)

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

→労働法編 第4章

5 健康保険法

(目的)

第一条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。 H30

→社会保険法編 第1章

6 国民年金法

(国民年金制度の目的)

第一条 国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。 H28

(国民年金の給付)

第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

→社会保険法編 第2章

7 厚生年金保険法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

→社会保険法編 第3章

☆ 関連法律

① 基本法

8 社会保険労務士法

(社会保険労務士の使命)

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。 H19 H27

(社会保険労務士の職責)

第一条の二 社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。 H10

9 日本国憲法

(法の下での平等)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2&3項 (略)

(生存権、国の国民生活向上義務)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(勤労の権利・義務、勤労基準の法定、児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない

(勤労者の団結権)

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。 H14 H21 *日本国憲法の正式の条文には、各条文の前の見出し(括弧書き)はないが、一般的に用いられる見出しを付けている。

② 雇用・組合関係

10 労働契約法

(目的)

第一条 この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

2 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

(労働契約の原則)

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

5 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

→労働法編 第6章1課～

11 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

12 パートタイム・有期雇用労働法

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間・有期雇用労働者の果たす役割の重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者(当該事業主に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業主に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

2 この法律において「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。

3 この法律において「短時間・有期雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者をいう。

13 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国が、**少子高齢化**による**人口構造**の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、**労働市場の機能**が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた**雇用の安定**及び**職業生活の充実**並びに**労働生産性の向上**を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようし、これを通じて、労働者の**職業の安定**と**経済的社会的地位の向上**とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに**完全雇用の達成**に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならない、また、**職業能力の開発及び向上**を図り、職業を通じて**自立**しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の**職業を安定**させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「**職業紹介機関**」とは、**公共職業安定所**(公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む)、無料の職業紹介事業を行う**地方公共団体**、及び、職業安定法により**許可**を受け又は**届出**をして**職業紹介事業を行う者**をいう。

(基本的理念)

第三条 労働者は、その**職業生活の設計**が適切に行われ、並びにその設計に即した**能力の開発及び向上**並びに転職に当たっての円滑な**再就職の促進**その他の措置が効果的に実施されることにより、**職業生活の全期間**を通じて、その**職業の安定**が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、**職務の内容及び職務に必要な能力**、経験その他の**職務遂行上必要な事項**(以下この項において「能力等」という。)の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の**適切な処遇を確保**するための措置が効果的に実施されることにより、その**職業の安定**が図られるように配慮されるものとする。

14 職業安定法

(法律の目的)

第一条 この法律は、労働施策総合推進法(旧雇用対策法)と相まって、公共に奉仕する**公共職業安定所**その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が**労働力の需要供給**の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその**有する能力**に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な**労働力を充足**し、もって**職業の安定**を図るとともに、**経済及び社会の発展**に寄与することを目的とする。

15 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、**定年の引上げ**、**継続雇用制度**の導入等による**高年齢者**の安定した**雇用の確保**の促進、**高年齢者等の再就職**の促進、定年退職者その他の**高年齢退職者**に対する**就業の機会の確保等**の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の**職業の安定**その他**福祉の増進**を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

→労働法編 第6章5課

16 障害者の雇用の促進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、**障害者**の雇用義務等に基づく**雇用の促進**等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、**職業リハビリテーション**の措置その他障害者がその**能力に適合する**職業に就くこと等を通じてその**職業生活**において**自立**することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の**職業の安定**を図ることを目的とする。

→労働法編 第6章6課～

17 労働者派遣法

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)

(目的)

第一条 この法律は、**職業安定法**と相まって**労働力**の需給の適正な調整を図るため**労働者派遣事業**の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、**派遣労働者の保護等**を図り、もって派遣労働者の**雇用の安定**その他**福祉の増進**に資することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、**当該雇用関係の下**に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 **紹介予定派遣** 労働者派遣のうち、第五条第一項(＝労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない)の許可を受けた者(以下「派遣元事業主」という。)が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(以下「派遣先」という。)について、**職業安定法** その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該**派遣先に雇用される旨**が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

18 労働組合法

(目的)

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において**対等の立場**に立つことを促進することにより**労働者の地位を向上**させること、労働者がその労働条件について交渉するために**自ら代表者を選出**することその他の**団体行動**を行うために**自主的**に**労働組合**を組織し、**団結**することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する**労働協約**を締結するための**団体交渉**をすること及びその手続を助成することを目的とする。 **H14**

2 刑法第三十五条(正当行為)の規定は、**労働組合の団体交渉**その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした**正当なもの**について適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の**正当な**行為と解釈されてはならない。

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて**自主的**に労働条件の維持改善その他**経済的地位**の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。 **H14**

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ**監督的地位にある労働者**、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と

責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの H14

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働者)

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

19 労働関係調整法

第一条 この法律は、労働組合法と相俟って、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もって経済の興隆に寄与することを目的とする。

第七条 この法律において「争議行為」とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。 H21

③ 労働条件・能力開発

20 最低賃金法

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 H24

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。

二 使用者 労働基準法第十条(事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。)に規定する使用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十一条(賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。)に規定する賃金をいう。

(最低賃金額)

第三条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう)は、時間によって定めるものとする。

21 賃金の支払の確保等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、景気の変動、産業構造の変化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至った場合及び労働者が事業を退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じたことにより賃金の支払を受けることが困難となった労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もって労働者の生活の安定に資することを目的とする。

22 中小企業退職金共済法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による**退職金共済制度**を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とする。

23 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(労働時間等設定改善法)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた**自主的な努力**を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する**能力を有効に発揮**することができるようにし、もって労働者の**健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展**に資することを目的とする。

24 過労死等防止対策推進法

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その**遺族又は家族**のみならず**社会**にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する**調査研究等**について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、**仕事と生活を調和**させ、**健康で充実**して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による**脳血管疾患**若しくは**心臓疾患**を原因とする死亡若しくは業務における**強い心理的負荷**による**精神障害**を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

(基本理念)

第三条 過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する**調査研究**を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について**国民の自覚**を促し、これに対する**国民の関心と理解**を深めること等により、行われなければならない。

2 過労死等の防止のための対策は、**国、地方公共団体、事業主その他の関係する者**の相互の密接な連携の下に行われなければならない。

25 職業能力開発促進法

(目的)

第一条 この法律は、労働施策総合推進法(旧雇用対策法)と相まって、**職業訓練及び職業能力検定**の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する**教育訓練**又は**職業能力検定**を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

④ 女性・育児・介護(労働)

26 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

(目的)

第一条 この法律は、**法の下での平等**を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の**均等な機会及び待遇**の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して**妊娠中及び出産後**の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、**労働者**が**性別**により**差別**されることなく、また、**女性労働者**にあつては**母性**を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

27 育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

(目的)

第一条 この法律は、**育児休業**及び**介護休業**に関する制度並びに**子の看護等休暇**及び**介護休暇**に関する制度を設けるとともに、**子の養育**及び**家族の介護**を容易にするため**所定労働時間等**に関し**事業主が講ずべき措置**を定めるほか、**子の養育**又は**家族の介護**を行う**労働者等**に対する**支援措置**を講ずること等により、**子の養育**又は**家族の介護**を行う労働者等の**雇用の継続**及び**再就職の促進**を図り、もつてこれらの者の**職業生活と家庭生活との両立**に寄与することを通じて、これらの者の**福祉の増進**を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

→労働法編 第6章7課～

28 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその**個性と能力**を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、**男女共同参画社会基本法**の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに**国、地方公共団体**及び**事業主**の責務を明らかにするとともに、基本方針及び**事業主の行動計画の策定**、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて男女の人権が尊重され、かつ、急速な**少子高齢化の進展**、国民の**需要の多様化**その他の**社会経済情勢の変化**に対応できる**豊かで活力ある社会**を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、**女性の健康上の特性**に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2・3項省略

⑤ 年金・医療・介護(社会保険)

29 国民健康保険法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。H29 R6

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。H29
(保険者)

第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

(国、都道府県及び市町村の責務)

第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。R1

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第二項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

→社会保険法編 第4章1課～

30 高齢者の医療の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。R6 R6

(基本的理念)

第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。H27

2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

→社会保険法編 第4章5課～

31 介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 H27

→社会保険法編 第4章7課～

32 児童手当法

(目的)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

H27

→社会保険法編 第4章9課

33 子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

34 船員保険法

(目的)

第一条 この法律は、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

→社会保険法編 第4章10課～

35 確定給付企業年金法

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

→社会保険法編 第4章12課

36 確定拠出年金法

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

→社会保険法編 第4章13課～

37 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、**公的年金等**の収入金額と**一定の所得**との合計額が**一定の基準以下**の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした**補足的老齢年金生活者支援給付金**を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に**障害年金生活者支援給付金**又は**遺族年金生活者支援給付金**を支給することにより、これらの者の**生活の支援**を図ることを目的とする。

→社会保険法編 第2章 12 課